

改正入管法に基づく外国人技能実習制度の見直しに伴う
漁業協同組合への無料船員職業紹介事業の許可について

<入管法の改正>

(H21年7月15日公布)

※H22年7月1日施行

・実務研修(OJT)を行う場合、**雇用契約に基づき技能修得活動を行うことを義務づけ**
※労働基準法や最低賃金法等の**労働関係法上の保護**が受けられるようにする

・技能実習生の**安定的な法的地位を確立**する観点から、在留資格として新たに**在留資格「技能実習」**を創設

外国人技能実習制度の見直し

外国人の受入れ団体は、労働関係法令に基づいて雇用のあっせんを行うことが必要
(H22年7月1日以降の入国者に適用)

- 外国人の受入れ団体は入管法関連省令で規定
- 職業紹介事業者以外は許可・届出が必要

漁業分野

漁業分野の受入れ団体として**漁業協同組合**を規定

船員法適用船員

船員職業安定法に基づき**無料船員職業紹介事業者**として許可

船員法適用以外

職業安定法に基づき**無料職業紹介事業者**として届出

今後の予定

漁協からの許可申請

地方運輸局経由で進達

交通政策審議会での
意見聴取
(船員職業安定法第95条)

H22年4月以降に
順次申請
(年度中に
30団体以上
の見込)

※既許可
事業者数
8団体

受入れ関係

受入れ団体

漁業協同組合

(船員職業紹介事業者)

あっせん

※3年間を通じ、受入団体が雇用関係を厳しく監理

技能実習
実施者

漁業船主

(求人者)

雇用
契約

技能実習
希望者

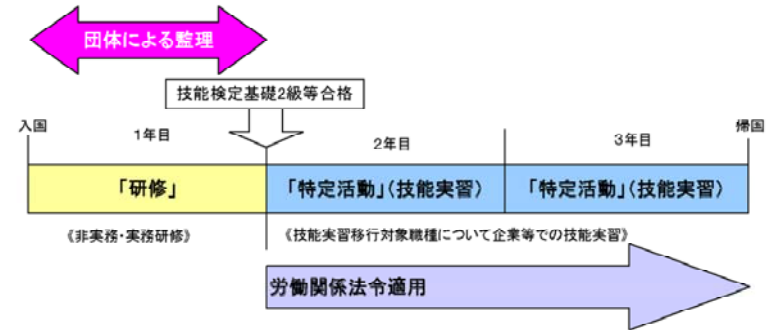
外国人

(求職者)

団体監理型による受入れの概要

現行の団体監理型受入れの概要図

- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ



改正後の団体監理型受入れの概要図

- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続
- 入国後の一定期間いわゆる座学形式の講習を義務付け

